

保護者各位

常盤木学園高等学校

### 学校感染症の届出について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条の定めにより、医師の許可が出るまで登校できないこと（出席停止）になり、届出が必要です。感染が明らかになった際は速やかに担任へ報告し、完治後、保護者責任のもと記載した下記の届出を担任へ提出して下さい。なお、受診が分かるもののコピーを添付してください。

令和 年 月 日

常盤木学園高等学校長 殿

### 学校感染症について（届出）

年 組 番（生徒氏名）： \_\_\_\_\_

（保護者氏名）： \_\_\_\_\_ 印

このことについて、下記の通り診断されましたので、疾病名と出席停止期間をお届けいたします。

- | 第1種〔治癒するまで〕            | 第2種   | 第3種〔感染の恐れがなくなるまで〕 |
|------------------------|---|-------------------|
| ・エボラ出血熱                | ・インフルエンザ〔発症後5日の経過<br>かつ解熱後2日を経過する迄〕             | ・コレラ              |
| ・痘そう                   | ・百日咳〔特有の咳が消失する迄又は5<br>日間の適正な治療が終了する迄〕           | ・細菌性赤痢            |
| ・ポリオ                   | ・麻疹〔解熱後3日を経過する迄〕                                | ・腸チフス             |
| ・ジフテリア                 | ・流行性耳下腺炎〔耳下腺等の腫脹が<br>発現した後5日を経過しかつ全身<br>良好になる迄〕 | ・パラチフス            |
| ・重症急性呼吸器症候群<br>(SARS等) | ・風疹〔発疹がすべて消失する迄〕                                | ・腸管出血性大腸菌感染症      |
| ・鳥インフルエンザ              | ・水痘〔発疹が痂皮化する迄〕                                  | ・流行性角結膜炎          |
| ・ ( )                  | ・咽頭結膜熱〔主要症状が消退後2日<br>を経過する迄〕                    | ・急性出血性結膜炎         |
|                        | ・結核〔感染の恐れがなくなる迄〕                                | ・ ( )             |
|                        | ・髄膜炎菌性髄膜炎〔医師において<br>感染の恐れがないと認める迄〕              |                   |

出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 月 日

診断病院名： \_\_\_\_\_ 担当医名： \_\_\_\_\_

\*裏面に初回の受診領収書（病院名記載のもの）のコピーと、  
処方された薬が分かるもののコピーを添付して下さい。